

中国における環境会計の動向

大原 昌明

目次

- ・はじめに
- ・クリーン生産促進法の施行
 1. 目的と定義
 2. クリーン生産の実行
 3. 法的責任
- ・文献に見る環境会計
 1. 目標
 2. 会計原則
 3. 環境会計制度の枠組み
 4. 対象要素
 5. 会計職業と環境監査制度
- ・環境報告書の公表事例
- ・おわりに

I. はじめに

2001年3月、中国会計学会に環境会計特別委員会(環境会計专业委员会)が設立された[郭および北京国際城市发展研究院,316頁]。そして2002年7月、中国中央電視台は「綠色計算」(綠色核算)と呼ばれる環境会計(環境会計)が2002年度中にも開始されると報道した⁽¹⁾。

中国における環境会計は今まさに黎明期を迎えているが、これまでに制度化に向けて示唆を与える動きがあったことも事実である。中国政府は、1994年3月に9項目の優先課題からなる「中国アジェンダ21(中国21世紀

议程)」を策定した。また、1996年11月には、中国政府はUNEP(国連環境計画)との共催で「ISO14000と持続可能な発展」国際会議(ISO14000-環境管理与可持续发展国际研讨会)を北京で開催した。

たとえば、上記会議に関連して、個別企業におけるISO14001の取得熱が高まっている。

中国における環境管理システム(EMS)は、1997年5月、國務院の認可の下、中国環境管理システム認証指導委員会(中国环境管理体系认证指导委员会)が成立し、その下部組織として中国環境管理システム認証機関認可委員会(中国环境管理体系认证机构认可委员会:环认委)が設置されたことによって制度化された。中国におけるISO14001の認定機関はこの環境管理システム認証機関認可委員会である。同委員会に認可された認定機関は28機関あり、同委員会によれば、2001年末現在、1,024の企業がISO14001を取得している⁽²⁾。

中国は、2002年、先の「中国アジェンダ21」の優先課題の一つで環境問題に対する国家政策の一つであるクリーン生産に関する法律(中华人民共和国清洁生产促进法)を制定した。また環境会計についてのいくつかの論文が発表され環境会計導入に向けた理論整備も進んでいる。さらに中国国内で活動する合弁企業などによる自国の環境会計制度の導入などの例も見られる。

本稿では、まず法的整備状況の一つとしてクリーン生産促進法を紹介し、次にいくつか

の文献から環境会計の理論的展開を採り上げ、最後に環境報告書の公表事例を紹介することによって、中国における環境会計の動向を考察する。

II. クリーン生産促進法の施行

中国における環境法各法は、環境法体系の中で環境保護基本法と称される環境保護法(环境保护法)を中心として、1980年代以降、矢継ぎ早に整備されている[楊,66~75頁]

その中でも、クリーン生産促進法は中国環境各法の中でもっとも新しい法律で、2002年6月29日に第9回全人代常務委員会で承認され、2003年1月1日に施行された法律である⁽³⁾。

1. 目的と定義

6章42条からなるこの法律は、クリーン生産を促進するための国、地方公共団体、各企業にかかわる義務を明らかにしたものである。法の構成は、第1章(1~6条)総則(总则)、第2章(7~17条)クリーン生産の認識(清洁生产认识的推行)、第3章(18~31条)クリーン生産の実行(清洁生产实施)、第4章(32~36条)奨励措置(鼓励措施)、第5章(37~41条)法的責任(法律责任)、第6章(42条)付則(附则)である。

まず、この法の目的は次のように規定される。

第1条 この法律はクリーン生産を促進し、諸資源の利用効率を高め、汚染物の発生を削減・回避し、人々の健康を保障し、経済と社会の持続可能な発展を促進するために制定されたものである。

また、この法律では、クリーン生産(清洁生产)を次のように定義する。

第2条 本法においてクリーン生産とは、設計の改善、クリーンエネルギーや原料の使用、先進的工業技術や設備の採用、経営管理の改善、総合的利用等の措置、

源からの汚染の削減、資源利用効率の向上、生産・サービス・製品使用中の汚染物の発生や排出の減少あるいは防止によって、人類の健康や環境への危害の軽減あるいは解消を継続的に行うことを意味する。

つまり、持続可能な発展のために企業に求められる生産概念がクリーン生産概念である。

クリーン生産概念(Cleaner production: CP)は、UNEPにより1989年に提唱された概念で、1992年にリオデジャネイロで開かれた環境と開発に関する国連会議(UNCED、いわゆるブラジル国連環境会議)で採択されたアジェンダ21に採り上げられた環境対策の方策のひとつである。UNEPによれば、CPは「人間や環境に対するリスクを低減するために、全体的な生産効率を上げつつ、工程、製品やサービスに対して、総合的な汚染未然防止の環境戦略を継続的に適用すること」[UNEP]と定義される。いわば原料から製造まで含めて、工程内で排出を抑えることを狙うという特徴を持つ概念である。

中国のクリーン生産法は、このUNEPの定義と平仄を合わせた内容となっている。

2. クリーン生産の実行

クリーン生産法において、企業が実施すべきクリーン生産は、第3章クリーン生産の実行に列挙されている。それによれば、新建設、改築および拡張計画は、原材料、資源消費、総合的な資源の利用、および汚染物質の発生やその取扱に関して、環境影響評価を考慮すべきこと(18条)、技術革新中の企業に対するクリーン生産尺度を適用すること(19条)、製品や包装の設計では、そのライフサイクルにおける人体への影響や自然環境への影響を考慮すること(20条)、大型電気機器、機動運送設備、そして国務院経済貿易行政主管部門指定製品を製造する企業は、国務院標準化行政主管部門あるいは授權機構制定の技術規

範にしたがって、製品の主要な構成要素について、材料成分の標準ラベルを示さなければならないこと（21条）などが示されている。

また、クリーン生産を行う業種は、製造業に限定されず、農業生産者（22条）、レストラン、娯楽場、ホテルのようなサービス業（23条）、そして鉱産物探査（25条）にも及んでいる。

ところで、クリーン生産を行う企業は、当該企業および行政によってクリーン生産監査を実施することが求められている（28条）。それによれば、まず、企業は、生産販売プロセス中の資源消費および汚染物質の発生を監視しなければならない。そして必要に応じて、生産とサービス手続きに関するクリーン生産監査を実施しなければならないことになっている。さらに、国または地方が規定した排出基準を超過した企業、あるいは地方人民政府が定めた総量管理目標を超えた企業は、クリーン生産監査を実施しなければならない。

また、生産において有毒・有害な物質を使用した企業あるいは有毒・有害物質を排出する企業は、定期的にクリーン生産監査を実施し、そして、その結果を、所在地の県級以上地方人民政府環境保護行政主管部門および経済貿易行政主管部門に報告する義務がある。なお、クリーン生産監査を実施する管理的手続きは、國務院経済貿易行政主管部門と國務院環境保護行政主管部門が制定することになっている。

3. 法的責任

さて、この法律では、クリーン生産を行った企業に対して奨励する規定もあるが（第4章奨励措置）、クリーン生産を行わなかった企業あるいはあらかじめ行政によって決められた基準を満たさなかった企業に対する罰則規定が盛り込まれている（第5章法的責任）。それによれば、材料成分の標準ラベルを付けた場合、または不実記載があった場合、

県級以上地方人民政府質量技術監督行政主管部門は期限付きで改正させ、改正が行われなかった場合、5万元以下の罰金に処せられること（37条）、国の基準以上の有害・有毒な建築・装飾材料を生産・販売することによって法の規定に違反した場合、製品品質法、民法、刑法の規定に照らし合わせて、行政は民事・刑事責任を追究すること（38条）、製品あるいは包装物のリサイクル義務を履行しなかった場合、県級以上地方人民政府経済貿易行政主管部門は、期限付きで改正させ、改正が行われなかった場合、10万元以下の罰金に処せられること（39条）、クリーン生産監査を実施しなかった場合、あるいは、実施しても監査結果を報告しなかった場合、県級以上地方人民政府環境保護行政主管部門は、期限付きで改正させ、改正が行われなかった場合、10万元以下の罰金に処せられること（40条）、主要汚染物質の排出状況を定期的に公表しなかった場合、あるいは汚染物質の排出状況を公表する規定に従わなかった場合、県級以上地方人民政府環境保護行政主管部門は、それを公表し、10万元以下の罰金に処せられること（41条）などとなっている。

以上のように、中国におけるクリーン生産法は、国または地方政府の管理・指導の下で個別企業のクリーン生産を促進しようという内容になっている。

III. 文献に見る環境会計

中国の環境会計研究は1999年頃から活発に行われている。

中国では、環境会計にあたる用語として「環境保護会計（环保会计）」、「緑色会計（绿色会计）」、そして「環境会計」（环境会计）が使われている。一般的には「環境会計（环境会计）」という用語が使われ、それは企業の自然環境への開発利用に与える影響を計算し監督することを意味するもの、つまり自然環境会計と

とらえられている [李・孫・邓・孔]

中国における環境会計導入の糸口として使われる概念は、日本がそうであるように1987年の国連ブルントラント委員会(環境と開発に関する世界委員会)が提唱した「持続可能な発展(可持続発展)」である。

さて、環境会計は、「環境資産、環境費用、環境効益などの会計要素を計算内容とする会計」[朱・徐・包]、「各企業における環境部門の費用を記録し、環境保全の効果および経済活動が企業の財務的成果に与える影響を分析する新しい科学」[吳]、「自然資源消耗をどのように補償するかを中心に展開される会計」[安]などと定義される。

ここでは、中国の環境会計の理論的な展開について、環境会計の目標、会計原則、環境会計制度の枠組み、対象要素、会計職業と環境監査制度に区分して紹介したい。

1. 目標

いくつかの文献によれば、環境会計の目標は、おおむね対をなす目標を持つものとしてとらえられている。それは、基本的目標と具体的目標、あるいは、総体的目標と具体的目標などといわれるものである。

まず、環境会計を基本的目標と具体的目標にわけると、見解によれば、基本的目標は「企業が経済活動の経済的效果と利益を上げると同時に、生態環境と物質循環規律を重視し、合理的に資源環境を開発・利用すること」[朱丹]であり、具体的目標は「適応的な緑色会計計算を組織して、十分に企業の環境情報を公開すること」[朱丹]と説明される。また基本的目標は持続可能な発展によるとする見解もある[安]。ここで持続可能な発展には生態持続可能性、経済持続可能性、社会持続可能性があり、これらを持続し発展するために企業が主役になる。一方、具体的目標は、企業が環境会計を組織し、ある期間の環境経済収益と経済損失を計量し、その情報を社会に提供す

ることであるというものである。

また、総体的目標と具体的目標にわけると、見解によれば、総体的目標とは「社会環境資源を計算、反映、支配し、社会環境と資源問題を改善し、経済収益、生態収益、社会収益の同時的向上を実現させること」[宋]である。それに対して具体的目標は「関連する客体に環境会計情報を提供すること」[宋]である。この具体的目標は、経営的に経済収益を獲得することと同時に、生態法則や循環法則を重視して、合理的に自然資源を開発・利用して、生態収益と社会収益を高めるようにすること、会計主体が環境収益を認識、計算すること、そして、社会の各部門に企業の環境目標、環境政策、環境規則および環境保全義務、貢献度などの環境会計情報を提供することを内容にする。

それぞれに名称の違いはあるものの、とくに具体的目標においては、企業が「環境」を会計し、それを公表することという点で同じ内容であると解釈できる。

さて、企業が環境会計の目標を達成するために要請される基本的前提(いわゆる公準)は、通常の企業会計と異なる。つまり、企業主体、継続企業、貨幣的評価である。しかし、環境会計においては、とくに貨幣的評価に企業会計との大きな変化が見られるという指摘がある[朱丹]。つまり、伝統的会計では単一貨幣額をもって計量するが、環境会計はそれを超え、貨幣額で評価を行うだけではなく、実物それ自体、百分率、指数、あるいは図表や叙述も利用することになる。

2. 会計原則

会計原則については環境会計独自の原則が指摘されている。つまり、伝統的な会計原則と同じ原則は客観性、即時性、明瞭性の原則であり、部分的に異なる原則は重要性、比較可能性の原則である。しかし、環境会計独自の原則として政策性、社会性および公開性の

原則がある。政策性原則とは、国が制定した環境保護関連政策や法規、制度への準拠を意味する。また社会性原則とは、企業が提供する情報は環境保護に対する企業の社会的責任をあらわすことを意味する。さらに公開性原則とは、環境会計によって公表される情報は生態環境に対する企業の効用、保護、汚染、消耗などについて全面的に反映したものでなければならず、意図的に重要なデータを隠蔽してはならないという原則である〔朱丹〕

また、環境会計の原則として、予告性（预警性）、社会性、政策性、多評価方法併用（多种计价基础并用）という諸原則を追加すべきであるとの見解もある〔宋〕この見解によれば、予告性原則とは、環境資源要素の変化が経済発展への影響を反映し、環境資源の現状や変化の方向、その程度を測定し、あらかじめ環境資源状況の経済発展への制約を発見し知らせておくという役割を担う原則である。

さらに、環境会計原則として、社会性、公平性、対応性、強制性、柔軟性をあげるものもある〔安〕この見解によれば、対応性とは、消耗した環境資源価値と同じだけの環境資源で補償するということであり、強制性とは、政府部門が企業に対して最低限度の開示を強制する規定を定めるべきであるというものである。さらに、柔軟性とは、先に述べた多評価方法併用と同じである。

このように、中国の環境会計理論においては、基本的な前提において貨幣的評価の問題を意識しながらも、これを堅持するという姿勢ではなく、貨幣額以外の計量を認め、原則においては、国の政策への準拠、社会的責任、十分な情報開示などに重点を置いたものになっている。

3. 環境会計制度の枠組み

環境会計をめぐる問題の一つに、環境会計をどのように制度化するかという問題がある。いいかえれば現行の企業会計制度との関連で

どのように環境会計を位置づけるかである。

いくつかの論文に見られる制度化の類型は次のようなものである。

国民所得計算システムへの算入
企業会計計算システムへの算入
現行企業会計計算モデルの修正

上記は国民所得勘定の中に補助勘定を用いて環境保護費用等を差し引くという計算を行う形式の環境会計でありマクロ的な視点からの環境会計である。または、現行財務会計システムの中に独立した環境会計システムを設置する形式、は現行の企業会計システムに修正を施して原価計算や損益計算と一体的に環境会計を実施するモデルである。およびはミクロ的な視点での環境会計である。

環境会計制度の枠組みの問題は、誰が環境会計の主体になるかという問題と密接な関係を持つ。日本においては、環境会計の主体は暗黙のうちに個別企業が意図されているが、環境会計の主体は企業と政府（とくに地方政府）にあるという主張がある〔宋〕これによれば、企業と政府は環境に密接に関連しているのであり、それを考慮すれば、環境会計制度は、国民所得計算システムと企業会計システムの「複線（双軌）」でとらえることができるというものである。また、企業会計システム内にあつては、伝統的な企業会計の中に環境会計を含めて一体的な運用を行うべきであるという（企業会計と環境会計の「単線（単軌）」化）。この場合、先に挙げた～の類型の中で、とを中心としながらも、において伝統的な企業会計と環境会計を一体的に運用するために伝統的企業会計を修正するという手続きが必要になると位置づけられている。

4. 対象要素

環境会計を実施する場合、その計算体系に何を含めるかも問題になる。中国における環境会計研究においてもさまざまな見解と概念

規定が見られる。

まず概念的に、「環境資産(環境资产)」「環境費用(環境費用)」「環境効果と利益(環境效益)」などを対象にする場合がある[徐泓・朱]

ここで環境資産とは「すでに発生した事象から取得あるいはコントロールして、貨幣で測定でき、未来効用がある環境資源である」[徐泓・朱]と定義される。「すでに発生した事象から取得」とは環境資源の所有権あるいは使用权を得ることを意味し、「コントロール」とは所有権は持たないながら環境資源を利用する権力を持つことを意味する。そして「環境資源」とは自然資源(土地、森林、草原、水域、地下資源など)と自然資源から派生する生態資源からなる。

環境費用とは「ある主体が持続的に発展するための経済活動あるいは他の活動を行うことによって消耗した資産の転化形態である」[徐泓・朱]と定義される。この場合の「ある主体」とは企業のみならず国や地域などを指しており、環境会計の主体が誰かに関わりなく使用されている。また消耗資産はいうまでもなく環境資産を指し、環境資産を使用することによってその資産の未来効用が消滅し、その使用によって資産価値が費用に転化したものを環境費用という。

「環境効果と利益」とは「ある時期に、環境資産が人類に対して実現するかあるいはすでに実現した貨幣的に計算される効用」[徐泓・朱]をいう。

もっとも、環境会計の「中心は環境コストである」[張]という主張もある。ここでは、環境コストは「企業が環境を保護するために生じる支出である」[張]と定義される。この主張では、環境会計は「製品のすべてのライフサイクルに対してコスト計算を行うべきで、環境コストに関連づけるとすれば、製品コストの中身は、生産段階で発生する環境支出費用ばかりではなく、製品開発、販売および廃

棄するまでのすべてのライフサイクルで発生する環境支出費用を含めるべきである」[張]ということになる。また、環境コストは「環境に責任を負う原則に基づいて、企業活動に起因する環境への影響を提言させるために採用した、あるいは採用せざるを得ないコストおよび企業が環境目標と要求を達成することに結びついたコスト」[宋]である。そのために環境コストの構成要素は、資源消耗コスト(資源消耗成本)、環境支出コスト(環境支出成本)、環境破壊コスト(環境破壊成本)、環境機会コスト(环保机会成本)に分類される[朱学义]⁽⁴⁾。ここで資源消耗コストは企業の生産活動において自然資源を消耗あるいは使用した時のコスト、環境支出コストは、環境予防、環境整備、環境補償費用(被害者に対する補償)および環境発展費用からなる。環境破壊コストは三廢(三廢:排水・排ガス・廃棄物)、重大事故、管理不能な資源消耗等によって引き起こされた環境汚染や環境破壊損失を指す。また環境機会コストは、遊休資源コスト(資源闲置成本:遊休自然資源補償価値(闲置自然资源的补偿价值)および保護費用、科学研究費用や関連損失)、資源乱用コスト(自然資源の乱用による損失)等からなる。

いずれにしても、どのような対象要素を採用するかは、先に述べた環境会計の種類のうちどのモデルを採用するかで異なる[李・孫・邓・孔]

5. 会計職業と環境監査制度

環境監査の必要性も環境会計には重要な問題である。

環境監査は「会計監査機関が、法律に基づいて、被監査会社の経済活動が環境保全に与える影響を監査し、経済および環境保全の責任を評価する活動」[吳]であると定義される。そして、会計監査機関は、環境監査によって「一般大衆の利益に基づいて、企業の経済収益、社会収益および社会コストを根拠として、

客観的、公正的に企業の経営業績を評価[吳]
することになる。

中国における環境監査の必要性については
次のような見解がある[吳]

中国は工業化と都市化を推進するにつ
れて、自然資源がどんどん消費され、汚
染物の排出量も大きくなっている。厳し
い環境汚染状況とごくわずかの環境保
全投資に対しては、できるだけ早く環境
会計と環境会計監査のシステムの成立
を必要としている。

国内企業が海外に投資する場合、投資
先に環境会計の資料を提供することは
避けられない事実である。その他、先進
国は汚染と自然資源を破壊しやすい項
目を発展途上国に移動する可能性があ
るため、それを防ぐ有効な措置のひとつ
は環境会計監査を実施することである。

企業は関連する資源環境、廃棄物およ
び生態環境との関係を把握し、企業の環
境コストと環境収益を計算と記録する。
こういう情報が独立的に監査されれば、
関連部門はそれを環境管理の政策根拠
とし、もっと標準的、もっと合理的に中
国の持続可能な発展戦略を立てること
ができる。

以上のように、中国における環境会計の理
論的展開は、今後の中国企業の環境会計導入
に向けて啓蒙する意味合いが強いものになっ
ている。

そうした中であって、次のような環境会計
導入に向けた課題も指摘されている[宋]

環境会計の目標が不明確であること。

環境会計情報利用者は政府であって、
一般大衆からの声は少なく、企業もまた、
環境情報の開示がどのような利益をも
たらすかまだわからない状態であるこ
と。

発展の初期にありながら理想的な環境

会計形式にこだわりすぎであること。

とはいえ、伝統的会計は環境項目をその計
算体系に含める段階にあるとの認識の下、環
境会計導入の必要性を説く見解も多く見られ
る。つまり、中国における「環境」の企業会
計への影響の増加は無視できない現状にある
ということであろう。

IV. 環境報告書の公表事例

2001年5月に公表された環境省『環境会計
ガイドブック』で紹介されているように、
日中合弁企業において環境会計の導入につ
いてのプロジェクトが実施されている。また同
様に、プロジェクト以外でも、とくに中国に
進出している日本企業においては、数社が中
文版の環境報告書をWWWで公表している。

たとえば、アサヒビール株式会社では、「環
境保護報告書2001」を公表している⁽⁵⁾。これは、
「エコレポート2001」の中文版であり、「エ
コレポート2001」に添付されている「第三者
審査報告書」のページは割愛されているもの
の、内容を含めてすべてが日本で公表されて
いる「エコレポート2001」と対応している。

一方、中国で独自の環境報告書を作成し公
表しているのは、セイコーエプソン株式会
社の中国法人である愛普生(中国)有限公司であ
る。

これによれば、ISO14001の認証を受けたの
ち、2001年8月に愛普生技術(深圳)有限公
司では環境会計を導入し、資源使用状況、環
境活動への取り組み、生産活動の環境影響評
価などの資料を収集し、その結果をフローチ
ャートの形で数量化し、それを、「2002年愛
普生中国地区環境管理 精工愛普生集団
2002年環境報告書」⁽⁶⁾として公表している。

その内容は以下のとおりである。

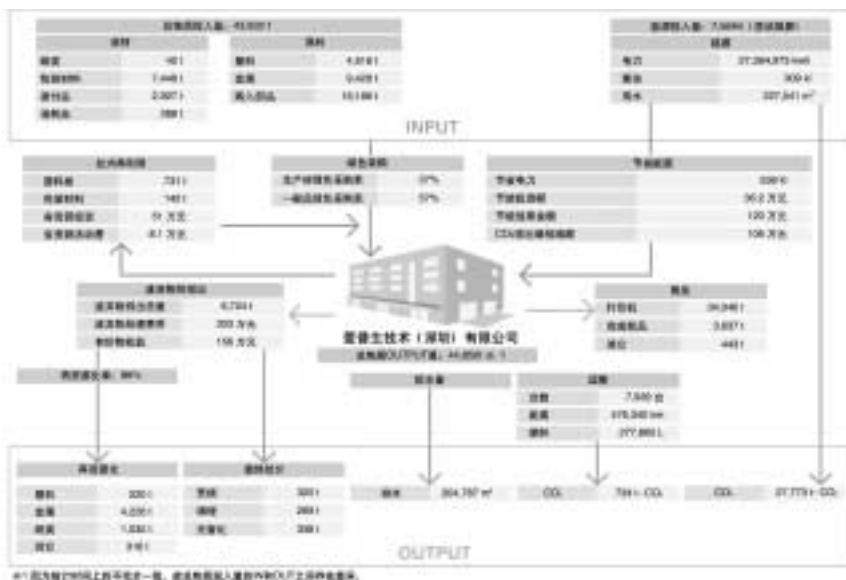


図1 <出典：エプソン（中国）中文ホームページ>

- ごあいさつ
- 環境管理
- クリーン生産
- 省エネ
- リサイクル
- 持続可能な発展事業
- 自然愛護
- 社会的義務と環境交流
- 安全作業
- 台湾の緑化事業

この中で、環境会計の関する部分は、環境管理（環境管理）で取り扱われ、図1のようなフローチャートが示されている。

V. おわりに

以上のように、中国における環境会計は、制度化に向けて、いままきに出発したばかりである。

巷間いわれているように、中国の自然環境問題は世界的問題になっている。矢継ぎ早の環境関連法の制定など、政府の強力なリーダー

シップによってこの問題を解決する意思が認められる。

今後は、個別企業経営者の環境への意識の向上、中国企業における環境会計の本格導入に向けての方策が必要であると思われる。これからの動向を見守っていきたい⁽⁷⁾。

[注]

- (1) この報道は、「中国青年報」で2002年7月15日に報道された。その記事は中国网ホームページで「我国年内将采用“绿色核算”启动环境会计」として紹介されている。
<http://www.china.org.cn/chinese/2002/Jul/172934.htm>
- (2) 中国環境管理システム認証機関認可委員会（中国环境管理体系认证机构认可委员会）ホームページによる。中文。
<http://www.naceca.org/total.htm>
- (3) この法律の全文は、中国・カナダグリーン生産協力プロジェクト（中国 - 加拿大清洁生产项目办公室（China-Canada Cooperation Project

- in Cleaner Production))のホームページで読むことができる。なお、中文版とともに英文版も入手できる。
<http://www.chinacp.com/newcn/chinacp/cplaw.htm>
- (4) これに環境管理コスト(環境管理成本)を加えて、環境コストを5分割しているものもある[楽・李]
- (5) アサヒビール株式会社中文ホームページ
<http://www.cn.asahibeer.co.jp/pdf/>
- (6) エプソン(中国)株式会社(爱普生(中国)有限公司)のホームページ内にある。中文。
http://www.epson.com.cn/environment/earth/earth_1.asp
- (7) 本稿執筆後、亜細亜大学の大島教授による「中国における環境会計研究の生成と現状 - 中国の環境保全対策とその日中協力に関連させて - 」(『アジア研究所紀要』第29号所収)を拝読した。大島教授は中国の環境対策の歴史を分類し、環境会計に関する文献を網羅的に紹介しており、知見に富む論文である。
- [参考文献]
- 北京国际城市发展研究院編『数字中国—中国非保密性数字读本』光明日报出版社,2002年5月
 李孝林・孙芳城・邓腾江・孔庆林『会计基本理论比较』立信会计出版社,2002年2月
 郭海英「垃圾王唱念的绿色会计经」『北京青年报』2001年8月9日号
<http://www.bjyouth.com.cn/Bqb/20010809/GB/4700%5ED0809B2518.htm>
- 朱丹「论绿色会计的理论结构体系」『财会通讯』2000年第10期
http://www.chinaacc.com/new/2002_9/20902094238.htm
- 朱学义「我国环境会计初探」『会计研究』1999年第4期
<http://www.on-acct.com/infocenter/show.asp?id=92&cate=3>
- 徐泓・朱小平「环境会计要素的确认」『财务与会计』1999年第6期
http://www.chinaacc.com/new/2002_10/21028103404.htm
- 张健梅「环境会计中两种有效可行的方法—作业成本法和生命周期成本法」『四川会计』1999年第6期
<http://www.e521.com/ckwk/kuaiji/100006/1228124452.htm>
- 安庆钊「环境会计理论结构浅探」『财会月刊』1999年第8期
http://www.chinaacc.com/new/2002_10/21023103836.htm
- 宋胜菊「我国环境会计若干问题探讨」『河北经贸大学学报』1999年
http://www.chinaacc.com/new/2002_4/208161702482147.htm
- 吴祥礼「可持续发展下的会计与审计—环境会计与环境审计」『财政与会计』2000年第12期
http://www.chinaacc.com/new/2002_7/208161703504898.htm
- 乐菲菲・李丽华「对我国绿色会计的探讨」『财会月刊』2002年第5期
<http://www.on-acct.com/infocenter/show.asp?id=1648&cate=3>
- 朱小平・徐泓・包小刚「环境会计计量的基本理论与方法」『财会月刊』2002年第6期
http://www.chinaacc.com/new/2002_6/208161738593442.htm
- 中国网ホームページ, <http://www.china.org.cn>
 中国環境管理システム認証機関認可委員会ホームページ, <http://www.naceca.org>
 アサヒビール株式会社中文ホームページ, <http://www.cn.asahibeer.co.jp>
 エプソン(中国)株式会社中文ホームページ, <http://www.epson.com.cn>
 China-Canada Cooperation Project in Cleaner Production, <http://www.chinacp.com>
 UNEP, http://www.unepie.org/pc/cp/understanding_cp/home.htm

【付記】

1. 本研究は、2001 年度昭和シェル石油環境研究助成財団の研究助成（テーマ「環境会計制度の国際比較と分析」、研究代表者：中原章吉 嘉悦大学教授，ほか7名）の成果の一部である。
2. 本稿の執筆にあたり，北星学園大学大学院経済学研究科の院生，王云，刘莉，刘岩さんに協力していただいた。